

第1回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時： 令和2年3月27日(金)17:15～
場 所： 県庁6階 第2特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 政府対策本部及び県対策本部の設置について
- (2) 今後の対策本部会議の運営について
- (3) 第1回新型コロナウイルス感染症専門家会議の概要及び県主催イベント等の取扱について

3 閉 会

配付資料

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (資料1)
- 2 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例 (資料2)
- 3 沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画 (資料3)
- 4 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱 (資料4)
- 5 沖縄県新型インフルエンザ等対策事務運営要領 (資料5)
- 6 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部における今後の運営のあり方(案) (資料6)
- 7 第1回新型コロナウイルス感染症専門家会議の概要 (資料7)

議題	沖縄県対策本部の設置について
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項において、同法第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないと規定されている。○ 3月26日、政府が改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく対策本部の設置を閣議決定したことから、直ちに、沖縄県対策本部を設置する必要がある。

今後の沖縄県新型コロナウイルス感染症対策
本部会議の運営（案）

令和2年3月27日

総括情報部

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「本部会議」という。）の4月以降の運営は、次のとおりとする。

- 1 本部会議は、当分の間、定例開催とし、毎週月曜日の幹部会議終了後、県庁6階第2特別会議室において開催するものとする。

ただし、新たな感染事例が発生した場合又は重要な案件が発生した場合には必要に応じて臨時に開催する。

- 2 これまで開催してきた「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県危機管理対策本部」は終了するものとする。